

令和 7 年 2 月 19 日

瑞穂市議会議員 庄 田 昭 人 様

発議者 瑞穂市議会議員

今木啓一郎

賛成者 瑞穂市議会議員

若園五朗

賛成者 瑞穂市議会議員

広瀬守克

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

地方自治法第 9 条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出します。



刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

えん罪は国家による最大の人権侵害のひとつである。人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民が被害者となり得る地方自治体にとっても、地域住民の人権を守る立場からえん罪の防止やその被害者の救済は重要な課題である。そのため、えん罪被害者を救済するための制度として、刑事訴訟法において裁判のやり直しを求める「再審」が規定されている（刑事訴訟法第四編「再審」、以下「再審法」という）。

しかし、現行の再審法の規定はわずか 19 条しかなく、再審手続をどのように行うかは裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、過去のえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかとなり、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現行の再審法においては、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて明文の規定がなく、現状では、再審請求手続において、証拠の開示がなされる制度的な保証がない。そのため、担当する裁判官や検察官の対応によって証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情である。これを是正するためには、証拠開示の制度化が不可欠である。

さらに、裁判所が再審開始決定を行っても、検察官の不服申立てにより再審開始決定が取り消され、何度も再審請求を余儀なくされるなど、審理が長期化し、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。したがって、再審開始決定後は、速やかに再審公判に移行すべきである。

よって、国会及び政府において、えん罪被害者を迅速に救済するため、下記の事項を含む刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を速やかに行うことを強く求める。

記

- 1 再審請求手続の適正化に資する規定を整備すること。
- 2 再審請求手続における全面的な証拠の開示を制度化すること。
- 3 再審開始決定後の検察官の不服申立てに制限を加え、審理の長期化に対し処置を講じること。

（提出先）

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
法務大臣 様
内閣官房長官 様